

宮城県監査委員告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した「産業廃棄物税の用途について」に係る監査結果を次のとおり公表する。

平成19年3月30日

宮城県監査委員	菊地	浩
宮城県監査委員	藤原	範典
宮城県監査委員	阿部	徹
宮城県監査委員	谷地森	涼子

（報告書添付）

平成18年度

行政監査報告書

宮城県監査委員

目 次

第 1 監査の対象及び目的	1
1 監査の対象	1
2 監査の目的	1
第 2 監査の概要	1
1 監査の対象機関及び実施方法	1
2 実施期間	2
3 監査の着眼事項	2
第 3 産業廃棄物税の概要	2
1 課税目的	2
2 法令根拠等	2
3 課税方法	2
(1) 課税対象と納税義務者	
(2) 課税の仕組み	
(3) 申告納税期限	
4 税金の使途	3
5 産業廃棄物税の特徴	4
6 他県等の導入実施状況	4
第 4 平成 17 年度産業廃棄物の施策と産業廃棄物税収入及び充当事業の決算状況	5
1 平成 17 年度で取り組んだ産業廃棄物の施策状況	5
2 平成 17 年度産業廃棄物税の決算状況	6
(1) 歳入決算額	
(2) 徴税費	
(3) 産業廃棄物税基金積立額	
(4) 産業廃棄物税基金積立額からの事業費充当額	
(5) 産業廃棄物税基金の残額	
3 平成 17 年度産業廃棄物税を充当して実施した事業内容と実施状況	6
(1) 資源循環推進課が実施した事業等	
イ リサイクル設備等整備支援事業	
ロ 企業間連携型廃棄物処理システム構築支援事業	
ハ 産業廃棄物不適正処理対策交付金	

- (2) 廃棄物対策課が実施した事業等
 - イ 産業廃棄物処理システム健全化促進事業
 - ロ 産業廃棄物不法投棄監視強化事業

第5	監査の結果と意見	13
1	産業廃棄物税の課税と施策目標との整合性について	13
2	事業の実施運営について	14
	(1) 県と仙台市の連携について	
	(2) 県庁内の連携について	
3	納税者や県民に対する説明等について	15
第6	むすび	16
参考資料1	産業廃棄物施策の平成17年度決算状況	17
参考資料2	産業廃棄物税にかかる歳入歳出の推移	18

第1 監査の対象及び目的

1 監査の対象

産業廃棄物税の用途について

2 監査の目的

県は、平成17年度に、排出産業廃棄物に対して課税する「産業廃棄物税」制度を、税収の用途を特定した地方税法の法定外目的税として、新設導入した。

導入の理由は、地方税法第733条に定める国の課税同意を受けるために提出した国への協議書において、「産業廃棄物の発生抑制等のインセンティブ効果を期待し得る経済的負担措置を講じるとともに、税収は、産業廃棄物の発生抑制のための技術開発やリサイクル製品の開発等に対する経済的支援、環境・リサイクル産業の育成・創出等の施策を実施する費用に充てる」となっている。

また、税収の用途については、産業廃棄物税条例（以下、「条例」という。）第19条に、徴収費用を控除した金額を産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てなければならないと規定されている。

これらのことから、今回の「産業廃棄物税の用途」にかかる行政監査は、平成17年度から新設導入した産業廃棄物税の運用が、導入の理由とされた施策目的の達成に相応しい内容となっているかについてと併せて、収入された金額が条例第19条の規定に基づいて適切に使用されているかについて監査を行い、今後の事業展開に改善が必要か否かを確認し、事業執行の適正化に資することを目的とする。

第2 監査の概要

1 監査の対象機関及び実施方法

監査の対象機関は、産業廃棄物税を充当した事業を行っている次の2課とした。

- (1) 資源循環推進課
- (2) 廃棄物対策課

なお、徴収に関しては税務課が、徴税費中人件費の算定に関しては財政課が行っているが、産業廃棄物税を充当した事業を執行していないので監査対象からは除外した。

監査に当たっては、監査対象機関から事前に提出された行政監査調書に基づき事務局監査を実施し、その結果を踏まえて監査委員による委員監査を実施した。

注；徴税費と徴収費との区別は、地方自治法に定める用語の場合を「徴税費」とし、それ以外のときは「徴収費」とした。

2 実施期間

平成18年11月から平成19年3月まで

3 監査の着眼事項

次の事項を共通着眼事項とした。

- (1) 条例等の趣旨に沿った事業目的となっているか。
- (2) 予算規模は適正か。
- (3) 事業の実施状況は適切か。
- (4) 他の事業との連携はどうか。
- (5) 事業運営は適切か。

第3 産業廃棄物税の概要

1 課税目的

産業廃棄物税は、循環型社会の構築をより効果的に進めるために、必要な施策の推進や各種の支援策を実施する費用に充てることを目的として導入された。産業廃棄物の発生・処理により環境に負荷を与える行為に経済的負担を課すことにより、広く産業廃棄物の発生の抑制、リサイクル推進等のインセンティブ効果も期待し得るものとされている。

2 法令根拠等

県は、平成16年3月に条例を制定して、地方税法第733条の規定に基づく法定外目的税に係る総務大臣の同意を得る協議を平成16年4月に行い、平成16年7月30日付けで同意を得て、平成17年4月1日から条例を施行した。

協議内容によると、課税期間は、平成17年度からの5ヶ年間とし、税収の見込額は、6ヶ年度（一部平成22年度に収入される分を含む。）で総額17億5,900万円である。税収の用途は、徴収費用を除いた全額を産業廃棄物の発生抑制・リサイクル促進に対する支援、環境・リサイクル産業の育成・振興及び不法投棄等不適正処理対策の強化を図るための費用に充てるとしている。

3 課税方法

(1) 課税対象と納税義務者

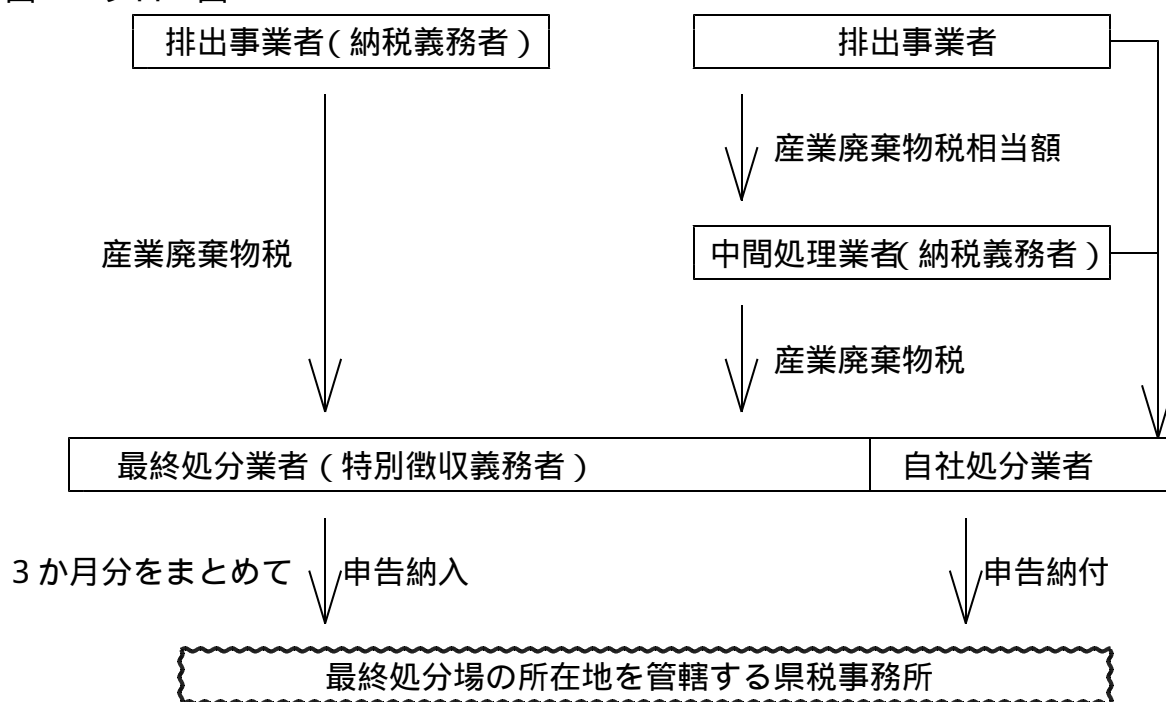
課税対象は、県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入であり、納税義務者は、産業廃棄物を排出した排出事業者である。

(2) 課税の仕組み

最終処分業者による「特別徴収」と自社処分の場合の「申告納付」がある。

- イ 課税客体 県内における産業廃棄物の最終処分場への搬入
- ロ 納税義務者 排出事業者（中間処理業者を含む。）
- ハ 税率 産業廃棄物の最終処分場への搬入重量1トンにつき
1,000円
- ニ 徴収方法 最終処分業者による特別徴収（ただし、自社処分の場合
は排出事業者による申告納付）。3か月ごとの申告納入（納
付）。

図1 フロー図



(3) 申告納税期限

対象期間	申告納入(納付)期限
1月1日から 3月31日まで	4月末日
4月1日から 6月30日まで	7月末日
7月1日から 9月30日まで	10月末日
10月1日から 12月31日まで	1月末日

4 税金の用途

産業廃棄物税の用途は、条例第19条の規定により、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てることにしている。

具体的には、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するための技術開発、企業のゼロエミッション（ ）に向けた取り組みに対する支援のほか、県内に

おけるリサイクルを推進するために不可欠な環境・リサイクル産業の育成・振興、また、不法投棄等不適正処理の監視体制を充実強化する経費に使われる。

ゼロエミッション；ある産業から発生した廃棄物を別の産業で利用することにより、最終的に埋立て処分する廃棄物量をゼロに近づけようとするものである。

5 産業廃棄物税の特徴

産業廃棄物税は、循環型社会構築等を目指す施策目的を達成する手段として導入されたものであることから、事業が進行して産業廃棄物の発生の抑制や減量化、再生利用という施策目的が達成されて税収が減少していくことが望ましい姿であり、税収に期待しない「インセンティブ税制」としての役割を有するとも言われている。

また、全国で既に導入されている産業廃棄物税制度を見ると、大きく二つのタイプに分類される。一つは産業廃棄物の排出に着目したタイプであり、もう一つは産業廃棄物の埋立てに着目したタイプである。

本県の制度は後者に属し、このタイプは、排出事業者から直接最終処分場に搬入される場合に、排出事業者に課税することによって排出抑制に直接的に働きかけることになり、また、中間処理業者を経由して最終処分される場合には、リサイクルや中間処理業者による減量化を促進することになり、最終処分量の抑制を誘導することを狙ったものともなっている。

このタイプの特徴としては、徴収コストが比較的少額であり、県内で課税されたものが他県で再度課税されるという二重課税の問題が避けられ、税負担の公平性が保てる、といった点が上げられる。

さらに、積載量10トン車1台当たりになると1万円の税負担になることから、課税することにより他地域からの産業廃棄物の搬入量に影響するとも言われる。

6 他県等の導入実施状況

平成14年4月に三重県が初めて「産業廃棄物税」を導入して以降、1府20県1政令市で導入している。東北地方においては、青森県、岩手県、秋田県及び宮城県の4県が導入している。

なお、福島県は平成18年4月から、山形県は10月から、それぞれ課税している。

表1 産業廃棄物税の税収発生初年度における決算額と基金現在高 (単位;千円)

初年度	県名	初年度決算額	18.3.31における基金現在高
14	三重県	132,534	78,157
15	鳥取県	7,604	13,444
15	岡山県	855,987	947,819
15	広島県	637,656	1,188,295
16	山口県	214,172	187,532
16	岩手県	91,665	68,535
16	新潟県	198,076	227,605
16	滋賀県	55,950	29,154
16	奈良県	193,776	306,499
17	宮城県	292,304	189,285
17	島根県	94,572	33,386
17	福岡県	302,958	0
17	佐賀県	90,399	32,288
17	長崎県	147,000	87,807
17	熊本県	204,683	47,012
17	大分県	211,428	90,807
17	宮崎県	189,592	76,338
17	鹿児島県	97,519	0

注1 税収を基金として管理している18県を掲載した。

2 税率は、800円～1,000円/tである。

3 三重県は、平成14年度から課税しているが、税金の納付が年1回で翌年度に収納されるため、税収発生初年度は、平成15年度になる。(平成14年度は一般財源で事業を実施。)

第4 平成17年度産業廃棄物の施策と産業廃棄物税収入及び充当事業の決算状況

1 平成17年度で取り組んだ産業廃棄物の施策状況

平成17年度における産業廃棄物にかかる施策事業は、資源循環推進課所管事業で17事業、また、廃棄物対策課所管事業で8事業が行われており、うち産業廃棄物税を充当して実施している事業は5事業、事業費で4,433万円であり、残り20事業は、産業廃棄物税ではなく一般財源により事業が行われている(参考資料1参照)。

注; 産業廃棄物税の充当事業と一般財源で行う事業の区分については、産業廃棄物税の課税開始される以前からの事業を引き続き実施する場合は一般財源によることとし、平成17年度から新しく始める事業(新規事業)、既存の事業を拡大する事業(拡大事業)及び充実にする事業(充実事業)については産業廃棄物税を充当して事業を実施することとしている。

一方、平成17年度は、「廃棄物処理計画」(平成14年3月策定)の中間見直しの時期であり、加えて、循環型社会形成推進基本法(平成12年6月施行)に基づく県計画を策定することにしたため、2つの計画を併せた計画づくりが行われ、新しい「循環型社会形成推進計画」(以下、「推進計画」という。)が平成1

8年3月に策定された。

推進計画は、循環型社会形成推進基本法に定められた、天然資源の消費を抑制し、循環利用量が増大する社会、同時に、エネルギーや食料の消費も極力無駄を排し、抑制することなどにより、物質の投入量と廃棄物等の発生を抑えて、地球環境に負荷をかけない社会づくりを目指すものであり、また、廃棄物処理法に定められた廃棄物の排出を抑制し、分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をして、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ろうとするものである。

したがって、平成17年度における産業廃棄物施策事業は、推進計画を先取りしたものであるとは言えるものの、産業廃棄物税充当事業については、計画的、体系的に実施されたものとは必ずしも認められない。

2 平成17年度産業廃棄物税の決算状況

(1) 歳入決算額(産業廃棄物税+預金利子) * 292,356,041円

* 内訳は、産業廃棄物税292,303,698円、産業廃棄物税基金運用預金利子52,343円である。

(2) 徴税費(人件費、事務費、交付金) 13,874,000円

(3) 産業廃棄物税基金積立額 * 278,482,041円

* 内訳は、既基金積立額236,172,000円、未積立金42,310,041円である。
なお、未積立額は平成18年度で基金に積立てられる。

(4) 産業廃棄物税基金積立額からの事業費充当額 44,335,703円

(5) 産業廃棄物税基金の残額 * 234,146,338円

* 平成18年3月末における産業廃棄物税基金現在高は、189,285,000円である。
なお、5月末までに2,551,297円が基金に積立てられており、残る未積立額42,310,041円は平成18年度で基金に積立てられる。

3 平成17年度産業廃棄物税を充当して実施した事業内容と実施状況

平成17年度において産業廃棄物税を財源にして実施した事業は、資源循環推進課所管で3事業、歳出決算額37,727,589円、廃棄物対策課所管で2事業、歳出決算額6,608,114円の合計5事業、歳出決算額合計44,335,703円である。

(1) 資源循環推進課が実施した事業等

資源循環推進課の廃棄物に関係する所管事務事業は、循環型社会の形成の推進に係る総合的な企画及び調整、廃棄物等の発生の抑制及び循環資源の再使用、リサイクル等の促進、廃棄物処理計画に関する事務事業である。

イ リサイクル設備等整備支援事業 総額；25,904,636円
(うち事務費；166,636円)

県内に事業所を置く事業者等が実施する産業廃棄物の発生抑制，再使用，再生利用に関する設備機器の整備に係る経費の一部を助成するものであり，次の3社に対して，3件，総額2,573万8千円の補助金を交付している。

< 補助した3件の事業内容等 >

A社(東松島市)に対する補助金の交付対象事業は，自社発生ペットボトルラベル類を燃料とするためのリサイクル事業であり，再生利用目標数量を年間220tと見込み，そのために必要な軟質廃プラスチック類溶融固化機設置経費等5,952,380円に対して1/2以内である297万6千円の補助金を交付している。

機械設置は平成18年3月末に完了し，その後，調整や労災事故に伴う安全対策等により稼働が遅れたものの，12月から本格稼働している。

B社(大崎市)に対する補助金の交付対象事業は，自社発生廃エンジニアリングプラスチック類を燃料とするためのリサイクル事業であり，再生利用目標数量を年間82tと見込み，そのために必要な廃エンジニアリングプラスチックの保管建屋(47㎡)の構築物設置経費2,804,550円に対して1/2以内である66万7千円の補助金を交付している。

C社(塩竈市)に対する補助金の交付対象事業は，自社発生カット野菜残渣を原料にして肥料化するものであり，みやぎ・エコグリーンファーム・ネットワーク構築事業の一環として進められている。

再生利用目標数量は，年間528tを見込み，そのために必要なコンポスト製造装置設置経費等44,190,000円に対して1/2以内である2,209万5千円の補助金を交付している。

装置については平成18年2月後半から搬入を開始し，調整運転をした後の4月から本格稼働している。

< 実施状況の確認内容 >

補助金の交付事務等にかかる財務会計処理は，適正になされており，補助した3社については，廃棄物の再生利用目標数量が年間で合計830t，補助金は1社当たり最低金額66万7千円から最高2,209万5千円までである。

また，交付した補助金については，設備整備後の1年間，効果測定し，補助金交付要綱で，再生利用目標数値と現状数値に著しい差がある場合の補助金返還を定めている。

- 企業間連携型廃棄物処理システム構築支援事業 総額；2,273,000円
現状のままでは、流通事情や再資源化技術、採算性等の課題からリサイクルされていない産業廃棄物等について、複数の企業が連携して継続的、効率的な廃棄物のリサイクルシステムの構築に向けた仕組みづくりを促進することを目的として、次の5者、5件に補助金を交付している。

< 補助した5件の事業内容等 >

ミヤギ・エコグリーンファーム・ネットワーク構築事業

カット野菜製造業者から排出される野菜残渣を肥料化し、契約野菜農家等に提供して、栽培された野菜をカット野菜製造業者が購入し活用するという食品残渣の循環利用システムを構築するものであり、補助対象経費は、焼却処分していた野菜残渣でつくる肥料を使った有機野菜栽培を拡大するために、完全肥料化する調査機械の使用料経費等として支払った1,298,516円に対して1/2以内である64万9千円の補助金を交付している。

- ・ 補助先；C社（塩竈市）

廃プラスチック類を固形燃料化して販売等を目指すリサイクルシステム構築事業

県内複数のプラスチック製造業者から排出される少量の廃プラスチックを効率的に収集し、専門業者がRPF（プラスチック製固形燃料）化して工場のボイラー燃料として販売しようとするものであり、補助対象経費は、排出事業者の開拓や廃プラスチックの排出・流通・再資源化に向けての現況調査を委託して支払った経費等1,142,859円に対して1/2以内である57万1千円の補助金を交付している。

- ・ 補助先；D社（柴田町）

企業間連携構築による少量廃棄物の共同回収

同一地域におけるISO14001取得企業を中心に検討会を設置して、少量廃棄物の共同再資源化を検討するほか、地域の中小企業参画も視野に入れた再資源化ルートの確立を目指すものであり、補助対象経費は、処理技術などを検討するために要する費用として、廃棄物管理のための教材を購入した経費66,667円に対して1/2以内である3万3千円の補助金を交付している。

- ・ 補助先；E社（大衡村）

バイオリサイクル燃料（BRF）化システム構築事業

主に石巻地区の排出事業者、中間処理業者及び収集運搬業者等の連携により、廃プラスチックや建築廃木材をRPFと木くずチップ化し、品質・経済性・流通性を高め、工場の燃料として売却を目指すものであり補助対象経費は、7回実施した検討会や事業化に向けたコーディネートを委託して支払った経費等1,780,987円に対して1/2以内である89万円の補助金を交付している。

- ・ 補助先；F社（石巻市）

Rびん（リターナブルびん）の普及と循環システム（リユース）の構築

日本酒小ビン（350ml・720ml）について、一升瓶と同様のリターナブル化を目指すものであり、補助対象経費は、業務用ルートなどからのRびん24,000本にかかる回収・選別等を委託して支払った経費261,428円に対して1/2以内である13万円の補助金を交付している。

- ・ 補助先；G組合（仙台市）

<実施状況の確認内容>

補助金の交付事務等にかかる財務会計処理は、適正になされており、補助した5者については、補助金は1者当たり最低金額3万3千円から最高89万円となっており、事業内容は実績報告書等により確認されていた。

八 産業廃棄物不適正処理対策交付金 交付金額；9,549,953円

仙台市に対して廃棄物の不法投棄防止等不適正処理対策を強化するために要した次の2事業費について交付金を交付している。

不適正処理監視事業 事業費；7,981,267円

交付金は、監視カメラの設置、看板設置、パトロール車の導入、産廃Gメンの人件費等の経費に充てられている。

特に、大量の廃家電製品が不法投棄されていた青葉区上愛子のサイカチ沼には監視カメラ及びカメラ設置告知看板を設置したほか、他の4地区にも看板を設置した。

不法投棄防止啓発事業 事業費；1,568,686円

パンフレット「産業廃棄物の適正処理のために」を1,000部作成し、排出事業者等に配布した。また、排出事業者を対象とした産廃セミナーの開催やラジオ広報などを行い、不法投棄防止に対する啓発を図った。

<実施状況の確認内容>

交付金の交付事務等にかかる財務会計処理は、適正になされており、交付した仙台市について、事業内容は実績報告書等により確認されていた。

(2) 廃棄物対策課が実施した事業等

廃棄物対策課の廃棄物に係る所管事務事業は、廃棄物の処理及び清掃に関することであり、資源循環推進課の事務を除いた事務事業である。具体的には、廃棄物の適正処理推進施策を行っている。

事業費総額；6,608,114円

(うち職員研修旅費；203,450円)

イ 産業廃棄物処理システム健全化促進事業

現状の廃棄物処理にかかるマニフェスト(廃棄物管理票)については、適正処理情報が担保されないことから、各種情報技術の活用により処理情報をできるだけオープン化・透明化して、廃棄物処理システムの適正化を推進するために、次の事業を実施している。

産業廃棄物処理過程追跡管理システム及び産業廃棄物処理プロセス開示システムに係る実証試験業務

県立病院(循環器・呼吸器病センター)から排出される感染性廃棄物を対象に、産業廃棄物の処理過程の透明性を向上させるため、デジタルカメラの画像による廃棄物の搬出入状態の把握、GPS(全地球測位システム)を用いた収集運搬車の運行経路追跡、産業廃棄物処理施設内に設置したライブカメラによる処理状況の開示の実証試験を、専門業者に委託して実施した。

- ・ 委託先；H社(東京都)
- ・ 委託額；1,681,974円

ロ 産業廃棄物不法投棄監視強化事業

不法投棄や不法焼却などの不適正処理事案の早期把握や拡大防止を図るため、従来の不法投棄防止対策に加え、監視強化を中心とした各種取り組みを進めるため、次の4事業を実施している。

産廃ガードマン配置業務委託

民間事業者（警備会社）を活用した「産廃ガードマン」を配置し、行政による監視が手薄となりがちな早朝を含む夜間及び休日に重点を置いた定点監視を行い、不適正処理の調査や無許可営業現場の監視などを行った。

- ・ 委託先；I社（仙台市）
- ・ 委託額；出勤1回当たり25,200円
- ・ 実績額；604,800円

他に、定点監視用に使用するビデオカメラ2台を購入している。

- ・ 備品購入額；454,965円

民間ヘリコプターによる上空からの監視運行业務委託

民間ヘリコプターによって上空からの監視パトロールを2回行い、不法投棄防止に努めた。

- ・ 委託先；J社（岩沼市）
- ・ 委託額；823,200円

最終処分場等航空撮影業務委託

民間航空機を用いて上空から処分場を定期的に写真撮影し、最終処分場の広がり状況を判別し、最終処分場容積報告のチェック等に活用した。

- ・ 委託先；K社（仙台市）
- ・ 委託額；1,764,000円

不法投棄防止広報委託

仙台市と共同で在仙のAM局・FM局から3パターンにより実施し不法投棄防止強化月間（9月）では毎週3回、それ以外の月は毎週1回20秒間放送して啓発に努めた。

- ・ 委託先；L社
- ・ 委託額；603,225円
- ・ 委託先；M社
- ・ 委託額；472,500円

「参考 廃棄物処理法に基づく行政処分及び告発件数の推移」

行政処分件数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
許可の取消	8	10	10
事業及び施設使用停止命令	0	2	6
改善命令	12	6	3
措置命令	13	8	1
計	33	26	20

告発件数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
告 発	2	1	2

第5 監査の結果と意見

今回の行政監査では、産業廃棄物税基金の管理や充当事業にかかる財務会計事務等については、法令等に基づき適正かつ妥当に処理されていることが確認された。

しかしながら、税収額に比べて条例の使途に充当された事業費が非常に少なく、産業廃棄物税導入の目的に沿った活用が十分になされているとは言えない状況にあった。

このことは、産業廃棄物税の税収を活用して実施する充当事業の位置付けや推進方策等に課題があると思われることから、財務会計事務だけではなく、計画や事業の実施運営などについても広く監査を実施した。

監査の結果及びそれに対応する監査の意見は、次のとおりである。

1 産業廃棄物税の課税と施策目標との整合性について

産業廃棄物税は、課税期間を平成17年度から平成21年度までの5ヶ年間とし、その税収の合計試算額は、17億5,900万円としている。

一方、課税した税収見込みに対応する事業費については、税収の活用目的はあるものの、国への協議において「財政需要が存在すること」が必要事項でなくなったこともあり、歳出事業費の試算額は出されていない。

平成17年度の税収は、2億8,600万円を見込んでいたところ、決算額は2.2%増の2億9,230万3,698円となり、税収見込みは初年度から達成されている。

また、平成17年度の歳出決算では、産業廃棄物施策のために充当した額は4,433万5,703円であり、基金積立て未済分（平成18年度で積立てする額）4,231万41円を加えると合計2億3,414万6,338円が残額となっている。

注；年度末基金現在高を初年度決算額（収入）で単純に割った残高率は、表1の平成17年度から産業廃棄物税を導入した9県中、本県が一番高い。

このように、平成17年度においては、充当事業が少額で基金積立額の残額が多くなっているが、この要因としては、制度発足初年度のため需要予測が実績と違ったことや、事業費を年度平均化するため基金積立額を確保したことなどによるものと思われる。

しかしながら、産業廃棄物税は目的税として導入されたものであり、税収額に見合った歳入歳出予算が計上され、計画的に執行されるべきである。平成18年12月に県の税制研究会がまとめた中間報告書も、「法定外目的税については、政策目的達成の手段として導入されるものであり、このため、創設に当たっては、特定の政策目的を明確にすることが必要であり、既存の政策を見直し・再構成し

た上で新たな政策を構築・拡充することを検討する必要がある。」としている。

このような考え方を参考にして、産業廃棄物税にかかる施策目標等の設定状況を確認すると、前記第4に記載したように、平成17年度においては、平成14年度に策定していた廃棄物処理法による「廃棄物処理計画」に基づいた事業等が行われており、当該計画の中には、新設導入した産業廃棄物税の位置付けがなされていない状況である。

また、平成18年3月に策定された「循環型社会を構築するため」の推進計画においても、「産業廃棄物税を活用する」などと表現されるに止まっており、これを活用した事業の位置付けが明確になっていない。

したがって、今後、法定外目的税である産業廃棄物税を新設導入した趣旨を踏まえた充実した充当事業が展開されるよう、産業廃棄物税の活用を含めた具体的な施策事業にかかる実施計画を明らかにすることが必要である。

2 事業の実施運営について

(1) 県と仙台市の連携について

県域の産業廃棄物にかかる事務は、産業廃棄物法に基づいて県全域の計画策定等を県が所管し、規制関係については、県及び県と同等の権限を有する政令市の仙台市とが所管している。平成17年度からの産業廃棄物税課税に伴って、仙台市分の産業廃棄物対策事業である不法投棄等不適正処理事業を除き、県が仙台市を含む県全域の産業廃棄物施策を実施することになった。

しかし、産業廃棄物の処分量の割合が県3に対して仙台市2であり、また、仙台市には排出事業者数も多いことを考えると、産業廃棄物施策について、仙台市にはより一層の役割分担と主体的な取り組みが期待される。

したがって、課税期間終了後の平成22年度からの対応としては、例えば施策基本を決める会議や事業を共同主催とするなど仙台市との事業運営のあり方を検討し、県域全体についてバランスのとれた推進計画を実施するよう努める必要がある。

(2) 県庁内の連携について

産業廃棄物に対しての各種法令が近年、次々と拡大整備される中であって、県の産業廃棄物対策に係る所管担当部局も多くなってきている。土木部で関係するのは建設リサイクル法であり、産業経済部は家畜排せつ物法を扱うが、これらの産業廃棄物の排出量は非常に大きい。最近では、制度の啓発や事業実施においても、所管部で事業者を指導したり、県発注建設工事においてリサイクル化を取り入れたりする事例も増えてきている。

しかし、平成17年度の庁内における事業調整としては、環境保全連絡会議で宮城県循環型社会推進計画をテーマにした会合を1回持ったほかは、関係課

の班長会を4回開催したに止まっている。環境生活部以外の部からの事業要望も皆無であった。

循環型社会への関心の高まりとともに、産業廃棄物対策関連法令が拡大整備されていく中で、循環型社会推進施策を広範囲に進めていくには庁内の連携を強化し、環境生活部だけでなく全庁的・横断的に広く事業運営に取り組む必要がある。

3 納税者や県民に対する説明等について

県は、毎年度の歳入・歳出予算書及び決算書並びに財政状況について、公報や県政だよりなどで、その状況を広く県民に報告をしており、産業廃棄物税基金についても他の基金と同様に、現在高の年度内状況を報告している。

しかし、産業廃棄物税は、循環型社会を構築するための施策に必要であるとして、新たに導入した税制度である以上、納税者や県民に対して、県は、詳細な説明や報告をする責任がある。推進計画においても「実施していく」とのことであり、平成18年度からは説明がなされていくものと思われるが、内容や方法についても十分検討して県民への説明責任を果たすように努められたい。

公開される情報にあっては、収入、使途、残額などの財務内容に止まらず、施策目標、その達成度、残された課題などについても詳細な情報を広く県民に提供して周知を図っていくべきである。

特に、循環型社会形成の構築は、産業廃棄物に携わる事業者のみではなく、全ての県民に関係することであるから、県民の意識の醸成や向上を図る上でも、県は、情報公開を積極的に行う必要がある。

第6 むすび

今回の監査は、地方自治法第199条第2項に定められた行政監査として実施したものであり、テーマを「産業廃棄物税の使途」にするに当たっては、産業廃棄物税を平成17年度から県が制度導入したこと、税は住民に重大な利害関係をもたらすことなどから、事務処理方法や行政運営方法などを含めた行政監査の対象として相応しいと判断をしたものである。

監査は、平成17年度を中心に実施したが、監査期間の後半には平成19年度の予算編成作業も進行していたことから、その状況等についても確認をした。

平成19年度については、ほぼ税収に見合った充当事業費が予算化されており(参考資料2参照)、また、産業経済部から家畜排せつ物の再利用をはじめ8事業が新規に事業化要求されるなど、幅広い庁内連携づくりも進展し始めている状況となっている。

このことは、関係機関・職員が一体となった努力の現れと評価するものであるが、限りある資源の下で営まれているこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムから脱却して、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な循環型社会を構築するため、今後とも、産業廃棄物税の充当事業に携わる関係機関・職員のおお一層の努力を願うところである。

参考資料1 産業廃棄物施策の平成17年度決算状況

1 資源循環推進課所管事業

(単位：千円)

施 策 項 目	決 算 額
	(ゴシックは、産業廃棄物税充当金額である。)
1 循環型社会推進事務	
廃棄物処理計画普及啓発事業	2 3 9
循環型社会推進事務費	7 2 8
廃棄物処理計画策定事業	3 8 0
建設リサイクル法施行事務費	9 1 3
自動車リサイクル法施行事務費	2,5 4 8
産業廃棄物税基金積立金	2 3 6,1 7 2
産業廃棄物不適正処理対策交付金	9,5 5 0
2 廃棄物の発生・排出の抑制の推進	
ごみ減量化・再資源化促進事業	1,0 5 0
ごみ減量化・リサイクル普及啓発演劇 上演事業	4,2 8 9
ゼロエミッション推進事業	2 5 0
環境産業新技術開発緊急支援事業	5 8,1 3 3
企業間連携型産業廃棄物処理システム 構築支援事業	2,2 7 3
3 廃棄物の再生利用の推進	
リサイクル製品普及拡大事業	1,1 5 9
リサイクル設備等整備支援事業	2 5,9 0 5
4 環境・リサイクル産業の振興	
みやぎエコファクトリー立地促進事業	2 9 7,0 6 0
環境産業コーディネーター派遣事業	2 1,2 1 9
5 リサイクルエネルギーの利用促進	
地域リサイクルエネルギー資源利用促 進事業	8 8 3
合 計	17事業 決算額 6 6 2,7 5 1 うち産業廃棄物税充当事業数 3事業 充当金額 3 7,7 2 8

2 廃棄物対策課所管事業

(単位：千円)

施 策 項 目	決 算 額 (ゴシックは、産業廃棄物税充当金額である。)
1 産業廃棄物の適正処理の推進	
廃棄物処理施設等監視指導事業等	5,419
不法投棄防止対策事業	5,872
産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業	26,910
産業廃棄物不法投棄監視強化事業	4,926
産業廃棄物処理施設設置指導事業	8,926
産業廃棄物処理システム健全化促進事業	1,682
PCB廃棄物適正処理推進事業	49,237
浄化槽対策事業	126,528
上記以外の管理事務費	2,418
合 計	8事業 決算額 231,918 うち産業廃棄物税充当事業数 2事業 充当金額 6,608

参考資料2 産業廃棄物税にかかる歳入歳出の推移

(単位：千円)

項 目	平成17年度 決 算 額	平成18年度 最終予算額	平成19年度 当初予算額
産業廃棄物税収入 (預金利子含む)	292,356	370,453	350,000
徴税費	13,874	15,295	15,702
充当事業費 (うち環境生活部 以外分)	44,336 (該当なし)	124,338 (該当なし)	308,370 (56,800)
差引き残額	234,146	230,820	25,928